

議員提出議案第9号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成29年6月21日

提出者	11番	伊藤	よしのり	19番	大高	拓
	21番	筒井	たかひさ	22番	平田	みつよし
	23番	秋本	とよえ	29番	中村	しんご
	30番	くぼ	洋子	31番	出口	よしゆき
	32番	上原	ゆみえ	33番	黒柳	じょうじ

葛飾区議会議長 安西俊一 殿

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。

しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3千、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

また現行制度では、新規の指定のみが規定されているため、廃止や休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全を確保するためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを実施する必要がある。

よって、本区議会は政府に対し、建設業と同様に現行制度に更新制を導入するなど、下記事項の実施について強く求めるものである。

記

- 1 指定給水装置工事事業者の指定を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確

保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。